

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

埼玉県まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県

### 3 地域再生計画の区域

埼玉県の全域

### 4 地域再生計画の目標

埼玉県の2045年（令和27年）の生産年齢人口（15～64歳）は、ピーク時の2000年（平成12年）の501万人から349万人へと30%減少する。また、2015年（平成27年）から2025年（令和7年）にかけて、埼玉県の高齢者（65歳以上）は約24万人増加し、高齢化率は28%に上昇すると見込まれる。

生産年齢人口の減少に伴い就業者数も減少すると予想され、労働力の減少に伴う本県の社会経済の活力低下が懸念される。そして、高齢化により、医療や介護サービスに対する需要の増加などへの対応が必要となっている。また、今後は高齢者世帯が占める割合が高くなると見込まれるため、高齢者が安心して地域で暮らせる社会づくりを進めることも重要である。これらの課題に対応するため、若者の流出を抑え子育て世代の転入を進めるなど人口が増加するための施策や結婚・出産・子育ての希望をかなえるための施策を進め、本県の今後迎える構造的な変化に戦略的、積極的に取り組んでいく。

なお、取組を進めるに際しては、本県の強みを十分に生かすことが必要である。本県は東京都に近接し、都道府県の中で人口規模は5位という優位な地位にある。巨大な首都に接していることから生じる課題も多いが、都心と結ばれた鉄道・交通網や、全国と首都を結ぶ交通の結節点となっていること、3千万人を超える大消費地を有していること、それを生かした産業集積や、都心にはない豊かな生活・自然環境などに恵まれている。こうした強みを最大限に活用する必要がある。

このような点を踏まえながら、次の基本目標を掲げ、取り組んでいく。

- ・基本目標 1 県内における安定した雇用を創出する
- ・基本目標 2 県内への新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標 3 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る

### 【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	就業率	60.8% (2018年)	60.8%	基本目標1
ア	経営革新支援、次世代産業・先端産業支援及び企業誘致による付加価値創出額	7,267億円 (2018年)	1兆1,682億円	基本目標1
イ	人口の社会増の維持 (全年齢)	17,036人 (2018年)	17,036人	基本目標2
イ	人口の社会増の維持 (0~14歳)	2,396人 (2018年)	3,440人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.34 (2018年)	1.59	基本目標3
エ	健康寿命(男性・女性)	男性17.57年 (2017年) 女性20.36年 (2017年)	男性17.83年 女性20.41年	基本目標4
エ	75~79歳の要介護認定率	11.6% (2018年)	11.6%未満	基本目標4

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する  
特例(内閣府)：【A2007】

#### ① 事業の名称

埼玉県まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 県内における安定した雇用を創出する事業
- イ 県内への新しいひとの流れをつくる事業
- ウ 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- エ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る事業

## ② 事業の内容

### ア 県内における安定した雇用を創出する事業

女性がいきいきと輝く社会の構築、高齢者等の就業支援と雇用の拡大、次世代産業・先端産業の振興、農林業の振興、県内中小企業の支援、サービス産業の振興、産業人材の確保・育成など県内における安定した雇用を創出する事業

#### 【具体的な事業】

- ・子育て期などにおける短時間勤務制度など多様な働き方の普及事業
- ・保育所、企業内保育所などの整備促進事業
- ・保育士の育成・確保・定着事業
- ・延長保育や病児保育など多様な保育サービスの提供支援事業
- ・建設業等の女性の少ない職場での女性の活躍支援事業
- ・女性農業者のネットワークづくりや新たな農業ビジネスにチャレンジする女性農業者の支援事業
- ・女性のキャリアアップや再就職の支援事業
- ・女性の創業支援事業
- ・女性の活躍の支援など男女共同参画の推進事業
- ・中高年齢者の再就職活動の支援事業
- ・市町村のシルバー人材センターとの連携強化事業
- ・障害者への就業支援事業
- ・先端産業創造プロジェクトの推進事業
- ・農業大学校跡地等を活用した先端産業等の集積促進事業
- ・産学連携による研究開発、企業の新技術・製品化開発の支援事業
- ・次世代産業・先端産業の誘致事業

- ・食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致事業
- ・圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への産業地誘導事業
- ・新規就農者の確保と農業法人など経営力ある優れた経営体の育成事業
- ・優良農地の確保と担い手への利用集積の促進事業
- ・ICT など新たな技術の農林業分野への普及拡大事業
- ・農林産物の生産力強化やブランド化、農業の6次産業化の支援事業
- ・経営革新に取り組む企業の拡大と支援事業
- ・埼玉発スタートアップの成長支援事業
- ・中小企業の事業承継への支援事業
- ・海外への展開を目指す企業の支援事業
- ・中小企業に対する金融支援の充実事業
- ・大学等との連携による中小企業のニーズに対応した在職者のスキルアップ支援事業
- ・サービス産業への参入支援と成長段階に対応した経営支援事業
- ・商店街の振興と活性化支援事業
- ・中小企業の販路拡大・開拓に向けた支援事業
- ・外国人観光客の来訪促進や受入体制の充実事業
- ・観光振興を担う人材育成やおもてなし力の向上事業
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた多言語対応の充実事業
- ・近県と連携した観光施策の展開事業
- ・高等技術専門校によるものづくり分野を中心とした人材の育成事業
- ・民間を活用した介護などサービス分野を中心とした職業訓練の推進事業
- ・専門高校による産業教育の充実事業 等

## イ 県内への新しいひとの流れをつくる事業

若年者を中心とした就業支援、子育てに魅力を感じるまちづくりの推

進、教育の充実と地域連携の推進、埼玉県の魅力発信と観光の推進、移住の促進、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした地域の活性化など県内への新しいひとの流れをつくる事業

**【具体的な事業】**

- ・新卒者などの若年者の就業支援事業
- ・大学等と連携した県内企業への若手人材の就業支援・定着促進事業
- ・在宅勤務など柔軟な働き方の推進事業
- ・子育て期などにおける短時間勤務制度など多様な働き方の普及事業

**【再掲】**

- ・経済団体、企業等と連携した若者等の正規雇用に向けた支援事業
- ・経済団体、労働団体等と連携した若者等の処遇改善に向けた支援事業
- ・保育所、企業内保育所などの整備促進事業【再掲】
- ・保育士の育成・確保・定着事業【再掲】
- ・延長保育や病児保育など多様な保育サービスの提供支援事業【再掲】
- ・子育て応援住宅認定制度、多子世帯向けの県営住宅の供給など子育てしやすい住宅の普及促進事業
- ・子供の交通安全を確保する取組の推進事業
- ・幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進事業
- ・子供を犯罪から守る活動の推進事業
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進事業
- ・コミュニティ・スクール設置の推進事業
- ・教育の活性化・特色化を図る魅力ある県立高校づくりの推進事業
- ・企業やNPOなどの地域と連携・協働した教育の推進事業
- ・戦略的な広報による国内外への埼玉の魅力発信事業
- ・グルメ・アニメ・歴史・文化芸術・産業などの地域資源を活用した多彩な体験型観光づくり事業
- ・グリーンツーリズムの支援事業
- ・伝統と文化を尊重する教育の推進事業

- ・子育て世帯、高齢者等の移住支援事業
- ・新規就農者等の移住促進事業
- ・空き家の利活用の促進事業
- ・職住近接の促進事業
- ・関係人口の創出・拡大の取組の支援事業
- ・地域おこし協力隊を活用する市町村の支援事業
- ・スポーツを生かした地域振興や本県の多様な魅力の発信などによるレガシーの創出事業
- ・公共交通網などの基盤整備の促進事業
- ・多様な団体が一丸となった観客等の受入準備事業
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた多言語対応の充実事業【再掲】 等

#### ウ 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

結婚・出産への支援、子育て支援の充実、ワークライフバランスの推進、若年者の生活安定の支援、虐待防止体制の強化など県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

##### 【具体的な事業】

- ・結婚を希望する未婚者への出会いの機会提供支援事業
- ・妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発事業
- ・妊娠、出産、不妊に関する相談や、不妊治療費への助成事業
- ・子育て世代包括支援センター（埼玉版ネウボラ）による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援事業
- ・周産期医療体制の充実など安心して出産できる体制の整備事業
- ・保育所、企業内保育所などの整備促進事業【再掲】
- ・保育士の育成・確保・定着事業【再掲】
- ・延長保育や病児保育など多様な保育サービスの提供支援事業【再掲】
- ・放課後児童クラブや放課後子供教室への支援事業
- ・幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続、親の学習の推進など教

### 育環境の充実事業

- ・ 三世代同居・近居の推進・支援事業
- ・ 子育て応援住宅認定制度、多子世帯向けの県営住宅の供給など子育てしやすい住宅の普及促進事業【再掲】
- ・ 多子世帯への保育料軽減など子育てへの経済的支援事業
- ・ 社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成事業
- ・ ひとり親世帯への支援の充実事業
- ・ 生活困窮世帯や生活保護世帯の子供への学習支援事業
- ・ 子育て期などにおける短時間勤務制度など多様な働き方の普及事業【再掲】
- ・ 男性の子育て参加支援の推進事業
- ・ 経済団体、企業等と連携した若者等の正規雇用に向けた支援事業【再掲】
- ・ 経済団体、労働団体等と連携した若者等の処遇改善に向けた支援事業【再掲】
- ・ 新卒者、フリーター・ニートなどの若年者の就業支援事業
- ・ 大学等と連携した県内企業への若手人材の就業支援・定着促進事業【再掲】
- ・ 相談体制の充実事業
- ・ 福祉関係者のみならず、医療、保健、警察、教育など関係機関や地域住民の幅広い協力体制の充実事業
- ・ 虐待の発生予防、早期発見、早期対応、保護、支援などの体制の充実事業 等

### エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る事業

高齢者等が安心して暮らせる社会づくり、生涯を通じた健康の確保、誰もが快適で暮らしやすいまちづくり、共助社会づくりと地域連携の推進など時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る事業

#### 【具体的な事業】

- ・ 医療・介護の連携促進など地域包括ケアシステムの構築への支援事

業

- ・ 特別養護老人ホームなどの整備促進事業
- ・ 拠点型を含むサービス付き高齢者向け住宅など高齢者向け住まいの整備促進事業
- ・ 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」整備支援事業
- ・ 医療・介護を支える専門的人材の育成・確保・定着事業
- ・ 救急医療体制の強化事業
- ・ 地域医療提供体制の確保事業
- ・ ICT を活用した地域医療連携システムの構築事業
- ・ 特殊詐欺などの高齢者を狙った犯罪防止、高齢者の交通事故防止対策の推進事業
- ・ 健康長寿埼玉モデルの普及や健康長寿サポーターの養成等による健康長寿埼玉の推進事業
- ・ 健康診査・保健指導など生活習慣病を予防する取組の支援事業
- ・ 各市町村が進める介護予防の取組への支援事業
- ・ 子供から高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の確保事業
- ・ 生活交通を支える路線バスの維持・確保支援事業
- ・ エレベーターの設置など安全で快適な鉄道駅の整備等支援事業
- ・ 幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進事業【再掲】
- ・ 都市のコンパクト化への支援と周辺等の交通ネットワーク形成の促進事業
- ・ 「小さな拠点」づくりの整備支援事業
- ・ 市町村などとの連携による電子申請・届出サービスなどの拡充事業
- ・ インフラ・公共施設の戦略的な維持管理・更新等の推進事業
- ・ 県営住宅団地への高齢者支援施設の導入など団地再生の推進事業
- ・ 分譲マンションの管理の適正化事業
- ・ 空き家の利活用の促進事業【再掲】
- ・ 地域支え合いの仕組みの充実事業



- ・コミュニティ活動の促進事業
- ・外国人住民の地域活動の参加促進事業
- ・外国人の日本語学習及び日本文化理解の促進事業
- ・自主防犯活動への支援事業
- ・自主防災組織の強化や地域における防災関係機関の連携強化事業
- ・NPOや大学との連携による地域づくりの推進事業
  - ・オープンデータなどのデータを活用した地域課題の解決・改善事業
- ・県と市町村の連携による地域課題への対策の推進（地域の未来を考える政策プロジェクト会議）
- ・市町村の先進的な超少子高齢化対策への支援事業（ふるさと創造資金の活用）
- ・地方都市の拠点形成や定住自立圏などまちづくりにおける地域連携の推進事業 等

※なお、詳細は第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の数値目標に同じ。

**④ 寄附の金額の目安**

500,000千円（2020年度～2024年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

毎年度7月に外部有識者会議に取組の報告と効果検証を行い、検証後速やかにホームページで公表する。

**⑥ 事業実施期間**

2020年4月1日から2025年3月31日まで

**5-3 その他の事業**

該当なし

## **6 計画期間**

2020年4月1日から2025年3月31日まで